

# 中村かずおの ひょうたん通信

第24号

2025/01/25

〒240-0113 葉山町長柄1617-12 TEL/FAX 046-875-6925

令和6年11月27日から12月13日まで開かれた令和6年第4回定例会で行った一般質問の報告です

## 訪問介護サービスの今後は？

介護が必要になっても、住み慣れた我が家、地域で生活を続けたいというのは誰もが願っていることでしょう。しかし、在宅生活を支える要ともいるべき訪問介護サービス事業者の倒産が各地で相次いでいるということです。幸い葉山では訪問介護事業者の倒産は無いという福祉部長の答弁でしたが、訪問介護事業が厳しい環境に置かれていることに変わりありません。原因は、景気変動などといった一時的、一過性の問題ではありません。他産業より月額で8万円とも10万円ともいわれる低い介護労働の賃金とヘルパーさんの高齢化といった構造的な問題を抱えているのです。

これは介護保険制度の存続に関わる問題で、葉山町が単独で解決できる問題ではありません。町も危機感を持っているということですが、第五次葉山町総合計画の基本構想が目指す2040年には、生産年齢人口が約2割減少するのに対して高齢者は増え続け、今以上に多くの介護人材が必要になるという避けようのない現実があります。少なくとも、介護労働の賃金を他産業並みにしない限り、介護保険制度の存続はあり得ないと考えています。過去最大8.7兆円の防衛予算で国を守る前に、私たちの生活が崩壊しているかもしれません。



## 「農ある生活」が実践できる葉山を！

1月10日に開催された第65回葉山町農産物品評会褒賞授与式に出席しました。30余の賞・品名に対して20人を超える方（複数受賞の方がいます。）が

受賞されました。入賞者一覧表を見ながら、人数の多さと品目の多様さに、葉山における「農」の可能性を感じました。

私はかねて食料不足時代の到来を訴え、大規模な農業どころか農業とするのさえ難しい小規模でアクセスの良くない農地の葉山でも、農地を最大限活用する道はないかと発言してきました。

## 認知症高齢者の増加と 住みよい地域づくり

昨年1月に認知症基本法が施行され、12月にこの法律にもとづいて策定された認知症基本計画が閣議決定されました。この基本計画では、①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人ひとりが自分事として理解する、②認知症になっても個人としてできること・やりたいことがあります、住み慣れた地域で仲間とともに希望を持って自分らしく暮らすことができるという「新しい認知症観」に基づいて施策を推進するとしています。

質問では、認知症に対する誤った認識が、認知症の人が自分らしく生きることを妨げているだけでなく、介護を大変にしている実態があることを述べた上で、基本計画でいう「新しい認知症観」について、新しいとか古いとかではなく、「正しい認知症観」と言うべきだと述べました。そして古い認知症観は間違った認知症観だったので、私たちはそこから脱却しなければならないのです。

65歳以上の高齢者の15%が認知症で、13%がMCI（軽度認知症）といわれています。これをもとに葉山町の認知症とMCIの高齢者数を推計すると、併せて約2700人になります。これは町の高齢者の3.6人に1人、町民

の12人に1人に相当します。因みに、町内の小中学校に通う児童生徒は2600人ほどで今後減少が見込まれています。これに対して、高齢者は増えていきます。



葉山町発行の認知症ガイドブック

## 認知症は恥ずかしくとも なんともありません！

私たちは誰もが認知症になる可能性があります。認知症になる前から「私が認知症になったら、その時はよろしくね」と宣言し、言われた方も「お互い様、変わりなくあなたを受けてやります」と返して、信頼の関係をつくっておきましょう。こうしたことは、認知症になってしまってからでは大変困難になります。認知症になったことを自ら公表することも、逆に認知症じゃないかと指摘することもどちらも難しくなり、その結果本人は生きづらく周りの家族なども率直な支援ができなくなり、双方とも日々の生活が大変になってしまいます。認知症は、恥ずかしくもなんともありません！



会場には、立派に育った野菜が並んでいました。この品評会には、農業に従事するJAよこすか葉山の正組合員でないと参加できないとのことです。対象枠を拡げてもっと多くの農ある生活を営む人を対象にし、イベントを通して本業を持ちながら農に携わる葉山生活の提案ができたら面白いなと思いました。住み続けたい街葉山の評価がさらに上がるのではないかと感じます。

農地と利用者のマッチングには町の役割が不可欠です。健闘ならぬ町の検討を祈ります。

# 葉山町議7年目に入る新年を迎えて思うこと

2019年4月の統一地方選で葉山町議にさせていただいて、今年5月には7年目を迎えます。思っていた以上にプレッシャーとストレスを感じる仕事で、不全感を抱きながらの6年でした。

私は34年間、横浜市の職員として地方行政に携わってきました。この間、廃棄物処理行政、福祉保健行政(特に高齢者や地域)、総合計画の策定等13の職場を経験しました。さらに退職後6年間、当時の横浜市の外郭団体で訪問介護や老人ホームの運営、地域福祉の仕事をしてきました。

議員になるにあたり、行政経験があるが故に行政側の立場・限界も理解できるので、このことで行政側に寄った判断に陥り、町民の皆さんを裏切ることにならないか、実は内心後ろめたさを感じていました。

2期目の折り返し点を迎える今、葉山町政について考え感じてきたことの一端を吐露させていただきます。

## 町民の生活環境を守るために果敢な挑戦を

私が横浜市職員になった昭和40年代の横浜市は、年間10万人近い人口流入による無秩序な開発が行われ、道路、下水道、公園、学校、ごみ処理施設などの公共公益施設の整備に対応しきれず、健全な地方自治の発展あるいは健康で文化的な生活の保持という憲法の精神に反することになりました。

そうした中で、昭和43年に横浜市は「宅地開発要綱」を制定実施し、道路等の公共施設は開発事業者の負担で建設し、公園、教育施設の用地を開発事業者の負担で確保することとしました。その結果、横浜市は財政破綻することなく、人口300万を超える東京に次ぐ大都市として存続しています。議論のある要綱行政ですが、市の財政と市民の生活環境を守った行政の一つの形として、人口減少時代における開発と人権の視点から、今改めて考えています。

横浜市は指定都市ですので、「大都市に関する特例」によって都市計画に関する事務を担っていることから上記の要綱行政を独自に行うことができましたが、葉山町には許認可権がなく、開発行為の認可については神奈川県の判断に従うことになるため、独自行政の難しさは格段に高まりますが、この間感じてきたことを申し上げます。

現在堀内地区で進められているホテル建設については、葉山町のまちづくり条例施行規則第

27条によれば6メートル以上の道路幅員が必要なのですが、許認可権を持つ県が法令の定める4メートルを満たしているとして県が許可し、現在建設が進められているものです。

この許可にあたって町は、本件について上記第27条の但し書き「拡幅整備が不可能な事情があると町長が認めたときは、この限りでない。」を適用し、6メートル無くとも良しとした経過があります。条例の6メートルは法令の4メートルの上乗せであり、法律と条例の関係からいえば町として事業者に強く指導できません。しかも、あいだに許認可権を持つ県が入っています。しかし、生活環境を守りたいとの町民の願いを守るために、県の判断が出る前に町の条例を根拠に、県と協議連携しながら事業者にもっと強く求める選択はできなかったのか、と思っています。

## 「開発」と「環境」にどう向き合うか

無茶を言うなどいわれそうですが、人口急増時代から人口減少時代に転じている中、事業者と相対峙して、地方自治と町民の生活環境・人権を守る主張の是非を世に問うてみると手もあったのではないかと思っています。法令遵守を使命とする公務員には難しく議論の分かれの選択であることは、かつて公務員だった私には良く理解できます。しかし、開発優先の時代は終わっています。

町民の皆さんには、豊かな自然と人が織りなす葉山の生活環境の良さに魅力を感じています。一方、町の産業経済の活性化も町の存続のために必要です。ホテル建設は、産業のない町にとって大事な観光収入につながります。

1月13日に開催された「葉山町二十歳のつどい」の挨拶で、住み続けたい街(自治体)ランキングで3年連続全国一位になったと町長が紹介されました。その理由として、海と山の景観と住む人々の素晴らしいをあげていました。

全国一位の栄誉を守るのであれば、開発行為について環境への影響を見極めた上で慎重に判断することが求められます。真の地方自治の本旨実現を町政の基本に置いて、町民の生活環境を守るために挑戦的に向き合い続ける。住み続けたい街づくりのために、議論を重ねて欲しいと思います。

## 葉山町の経営主体として

高度経済成長時代に法令に根拠を持たない行政指導が地方を守ってきた歴史がありました。

人口減少という人口も経済も縮み続ける時代にあって、優先すべきはそれぞれの地域でいきいき暮らせる経済・社会をいかに実現するかにある、と考えています。これから的地方自治体は、持続可能なまちづくりに責任を負う経営主体であり、その認識と覚悟が必要ではないかと思っています。単なる法の執行官ではありません。

憲法第92条には「地方公共団体の組織および運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」とあります。地方自治の本旨とは何か。今の法律が地方自治の本旨に沿ったものであるか。人口急増時代に定められ、人口も経済も縮んでいく人口減少社会を想定していない現法律の規定について、住民の眞の幸せと地方自治の本旨の実現の観点から改めて個々にチェックしていく必要があるのでないでしょうか。

町の職員の皆さんには、葉山を愛し住んでいる町民本位の町政に、自信を持って取り組んで欲しいと思っています。3万人の町民の皆さんを代表して仕事をしていることを忘れないでください。

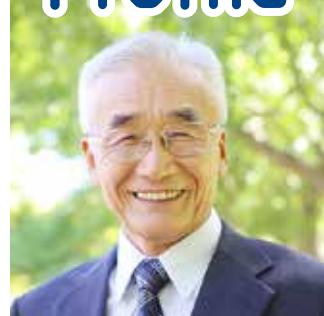
## 職員が存分に力を發揮できる町政を

町の職員は、持てる力を発揮していきいきと仕事をしているでしょうか。町は、職員が持てる力を発揮できるよう、意を用いているでしょうか。これからは、職務の範囲は変わらないのに人口減で職員定数は減っていきます。それだけでなく、2040年には働き手が1100万人不足するとの民間研究所の調査があります。子どもの出生数の減少は推計以上に進んでいます。状況はもっと厳しくなるかもしれません。魅力を感じられない職場に若者は来てくれません。既に、職員定数の半分しか職員が確保できない自治体も出ています。

住み続けたい街(自治体)ランキングで3年連続全国一位に留まらず、町長には働き続けたい自治体ランキングでも一位を目指していただきたいと思います。

今、時代は大きな転換期にあります。こういう時代に必要なのは強いリーダーシップではなく議論を盛んにして衆知が集まりやすい職場づくりだと思います。リーダーの指示待ち職場では判断を誤りかねません。今何よりも必要なのは、職員が意見を述べ易く、議論が賑やかに闘わされるいきいきとした職場の空気です。職員を放し飼いにして、町長や上司が責任をとる、そういう太っ腹の行政運営をお願いしたいと思います。

## Profile



なかむら かずお

中村 和雄

【元】横浜市理事/横浜市福祉サービス協会専務理事/

葉山町内会連合会長/葉桜自治会長

【現】社会福祉法人あいの会理事長/葉桜自治会副会長

連絡先: 〒240-0113 葉山町長柄1617-12 TEL/FAX 046-875-6925

Email: 170202kn@ozzio.jp URL: https://www.nakamurakazuo.com/

